

児童手当の制度改正（拡充）があります

令和6年10月（12月支給分）の児童手当から、児童手当法の改正による制度改正（拡充）が行われます。

●制度改正（拡充）内容：

- ・所得制限の撤廃
- ・支給対象児童の年齢を高校生年代（18歳到達後の最初の年度末まで）に延長
- ・第3子以降の支給額の増額、第3子以降の算定対象の変更
- ・支給回数の変更（年3回から年6回）

	改正前（令和6年9月まで）	改正後（令和6年10月以降）
支給対象	0歳から中学生（15歳到達後の最初の年度末まで）	0歳から高校生年代（18歳到達後の最初の年度末まで）
所得制限	あり 所得制限限度額以上は特例給付 所得上限限度額以上は不支給	なし
手当月額	・3歳未満：15,000円 ・3歳から小学校修了まで 第1子、第2子：10,000円 第3子以降：15,000円 ・中学生：10,000円 ・所得制限限度額以上：5,000円 (所得上限限度額以上は不支給)	・3歳未満 第1子、第2子：15,000円 第3子以降：30,000円 ・3歳から高校生年代まで 第1子、第2子：10,000円 第3子以降：30,000円
支払回数	年3回（2月、6月、10月）	年6回（偶数月）
第3子以降の算定対象	0歳から18歳到達後の最初の年度末まで	0歳から22歳到達後の最初の年度末まで

（例）21歳、14歳、7歳の3人のお子様を養育している場合

- 21歳のお子様 第1子
- 14歳のお子様 第2子（支給対象児童）
- 7歳のお子様 第3子（支給対象児童）

●その他：改正後の児童手当の初回支給は、令和6年12月となります。制度改正により申請が必要と思われる方には、別途通知をお送りいたします。

■問合せ：子育て応援課子育て支援係 ☎0234-42-0171

シンポジウム「幕末三舟の一人、高橋泥舟と庄内、清川」

「庄内町史資料第七号 清河八郎関係日記」発刊記念事業として、シンポジウムを開催します。

●日時：9/16（月・祝）13:30～15:15

●場所：響ホール

●内容：【基調講演】「高橋泥舟とはどんな人物か」東洋大学文学部教授 岩下哲典氏
「山形行日記を解説して」フリー翻訳家 イアン・アーシー氏

【座談会】岩下哲典氏、イアン・アーシー氏、今野章氏（鶴岡市郷土資料館館長補佐）、柳川泰善氏（前庄内町文化財保護審議会会長）

●申込方法：問・申込み先まで電話、FAXまたはメール。FAXまたはメールの方は、件名を「9月16日シンポジウム申込み」とし、「氏名、お住まいの市町村（庄内町の方は行政区まで）、日中連絡が取れる電話番号」をご記入の上、申込みください。

■問・申込み：社会教育課社会教育係 ☎0234-43-0194 ☎0234-42-0811
✉shakaikyoiku@town.shonai.yamagata.jp

水道・ガスメーター検針業務委託者募集

●募集人数：1人

●委託内容：毎月1日から7日までのうち指定した日に水道・ガスあわせて1,400件程度のメーターを検針し、情報端末へ入力して、「お知らせ票」を各戸へ配付する業務

●委託料：月額7～8万円程度（検針件数により異なります）

●応募要件：①②どちらかの要件を満たす方

①庄内総合支庁管内在住の平成17年4月1日までに生まれた方で体力に自信のある健康な方

②庄内総合支庁管内に主たる事業所などを置く、庄内町指定給水装置工事事業者または庄内町ガス供給施設指定工事人

●提出書類：①申込書、②履歴書、③健康診断書（直近1年以内の診断書の写しでも可）、④84円切手貼付返信用定形封筒（住所・氏名を記入したもの）※申込書、募集要項などは町HPからダウンロードできます。また、企業課、役場総合案内、立川総合支所にもあります。

●委託期間：令和6年11月1日から令和7年3月31日まで（更新あり）

●選考方法：書類選考後、面接試験、実技試験

●申込期限：9/24(水)必着（面接と実技試験は10月中旬に実施予定）

■問・申込み：企業課業務係 ☎0234-42-0185

下水道はルールを守って正しく使いましょう！

9月10日は「下水道の日」

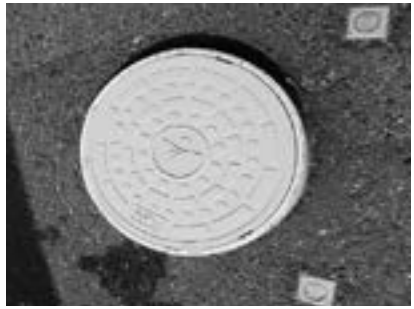
○公共ますを開けて雨水を流さないでください！

本町では汚水と雨水を分けて処理しています。

雨水が下水管に入ってしまうと家庭からの汚水が流れなくなったり、道路のマンホールから汚水があふれるなど、重大な事態を引き起こしかねません。

○異物を流さないでください！

トイレットペーパー以外の紙、不織布、食べ物のくず、プラスチック類などは絶対に流さないでください！下水管のつまりやポンプの故障につながります。



↑公共ます（フタに「おすい」の文字）

ここから雨水を流さないでください！

★未接続世帯へのお願い

隣近所が下水道へ接続していないため、悪臭や水質汚濁などの苦情が寄せられています。早期の接続をお願いします。

■問合せ：企業課下水道係 ☎0234-42-0181